

下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市契約規則（平成 4 年規則第 9 号）第 4 条の規定に基づいて告示します。

令和 4 年 2 月 24 日

札幌市長 秋元 克広



記

1 契約担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目
札幌市総務局国際部交流課推進係 電話 011-211-2032

2 入札に付する事項

- (1) 役務の名称 デジタルフルカラー複合機保守管理及び消耗品等供給業務
- (2) 調達案件の仕様等 入札説明書による。
- (3) 履行期間 令和 4 年 4 月 1 日から令和 4 年 6 月 30 日までとする。
- (4) 履行場所 札幌市総務局国際部交流課（札幌市中央区北 1 条西 2 丁目）
- (5) 対象機種 リコー製 MPC4504
- (6) 入札方法 月額で行う。入札金額は、仕様書に示した 1 月あたりの予定数量に区分ごとの 1 枚（1 カウント）あたりの単価（以下「単価」という。）を乗じて得た金額から、不良不出分の控除額を減じて得た額の合計金額（月額）を記載することとする。

また、入札書の提出の際には、別紙「単価内訳書」を添付し、単価については銭の単位（1 円未満 2 桁）まで記載してよいこととする。また、不良不出の控除分の算出額は 1 銭未満の端数を切り捨てるものとする。

入札書は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

「単価内訳書」の記載も同様とする。

なお、当案件に係る契約金額（各月の支払金額）について、入札書記載単価に使用数量を乗じ不良不出による控除分を減じて得た合計金額（月額）に、当該金額の 10% に相当する額を支払い時に加算することとし、支払金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数全額を切り捨てるものとする。

3 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成 30～令和 3 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が一般サービスの「機械・家具等保守・修理業、市有施設等小規模修繕業」または「速記・筆耕・複写業」に登録されている者であること。
- (3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (4) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (5) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中ではないこと。

4 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書を交付する場所及び問い合わせ場所
上記 1 に同じ
※なお、入札説明書は札幌市公式ホームページ

(http://www.city.sapporo.jp/kokusai/nyuusatsu/hukugouki_hosyu-2022.html) に掲載されており、ダウンロードすることが可能。

(2) 入札書の提出期限

令和4年3月8日(火) 15時00分(必着)

(3) 入札書の提出方法

ア 入札書は1通のみ作成すること。

イ 持参する場合は封筒に入れ封印し、その封皮に氏名(法人の場合はその名称又は商号)、開札日時及び調達件名を記載し、上記1あてに提出期限までに提出すること。

また、代理人が入札する場合にあっては、委任状は入札書と同封せず提出すること。

ウ 送付する場合は、二重封筒とし、入札書を入れる封筒はその封皮に氏名(法人の場合はその名称又は商号)、開札日時及び調達件名を記載すること。外封筒には入札者の氏名(法人の場合はその名称又は商号)を記載すること。

また、代理人が入札する場合にあっては、委任状は入札書と同封せず外封筒に入れて送付すること。

なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

(4) 開札の日時及び場所

令和4年3月8日(火) 15時10分

札幌市役所本庁舎 10階 国際部交流課事務室内(札幌市中央区北1条西2丁目)

5 入札手続等

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額の1年間に相当する額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定の日の翌日から起算して5日後(5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日)までに、納付しなければならない。なお、指定期日までに納付がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

(3) 入札の無効

本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関わる条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号の一に該当する入札は無効とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 最低制限価格の設定 無

(6) 落札者の決定方法等

ア 落札者の決定

札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内のうち、最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札候補者として、落札を保留のうえ下記イの審査を行い、その結果、入札参加資格を有する者と確認できた場合に、落札候補者を落札者とする。

イ 入札参加資格の審査

落札の決定を保留した後、落札候補者が、入札参加資格を有する者であるかを審査(事後審査方式)する。

落札候補者は、入札執行者の指示があった日(原則として開札日)の翌日から起算して3日以内(土曜日、日曜日及び休日を除く。)に、入札説明書に示す書類(上記3に掲げる入札参加資格を有することを証する書類)を提出しなければならない。

なお、指定期限までに提出がない場合は、当該落札候補者のした入札を、入札参加資格のな

い者のした入札と見なし無効とする。

ウ 入札参加資格を有しなかった者の取扱い

上記イの審査の結果、落札候補者が、入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合には、予定価格の制限の範囲内のうち、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を、新たな落札候補者として、上記イの審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。

(7) 詳細は入札説明書による。